

風水害に係る防災・減災の取り組み

◆避難の考え方の見直しについて

- ・ハザードエリアの住民に対して、自らがとるべき避難行動を予め知っていただくため、「水平避難」「垂直避難」を取り入れたエリア別ハザードマップを作成・配布し、避難の考え方を周知

◆避難情報の強化について

- ・土石流土砂災害特別警戒区域内の人家への戸別受信機を設置（対象7戸）
- ・土石流土砂災害警戒区域内ハイリスクエリア（土石流の高さが50cm以上となるエリア）に人家がある場合、高性能防災スピーカーを設置（対象2エリア）
- ・がけ土砂災害特別警戒区域内の人家への戸別受信機を設置（対象22戸）

◆土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）に人家が位置する箇所の対策事業

- ・保全人家が5戸未満の小規模地域について、土砂災害特別警戒区域を一部解除できるように基準に適合したハード対策を市単独費にて実施